琉球大学学術リポジトリ

1960年の1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.1

メタデータ	言語:
	出版者:
	公開日: 2019-02-15
	キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官
	キーワード (En):
	作成者: -
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867

外務大臣

次官

政務局長

条約局長

十月四日 協議、外務大臣、在京米国大使会談録

日付 昭和十三年十月四日 午前十時半～午後一時半

於白金台邸

出席者 日本側 有田大臣、山田次官、森米局長

田中米亜局長、安藤米條長

米側 マクマリー大使、ホンジュラス書記官

協議 (通商に関し若干の問題あり)

大使 協議、外務大臣御多忙の事情は了承しているが、事は先づ急ぐ米側の一般的見解及びに一つの提案乃至一つの提案と言ふべきものをプリゼントさせて戴きたく、あゝ保障問題に関しお話す情勢のまた

ことは誠に恐縮ですが、これは米国が当面絶対重要視している問題であり、又日米関係に重要なつながりがあると考ふことに他なりません。協議並びに日本語のtributeである。事件関係は平和的解決であるが、即ち今回の話合は、米国とすれば飽迄合理的で保障する唐的且妥協的な精神を以て取扱ひ、第三の加害者に対する義務を果さんとするものであり、立場としては反対する向きも勢ひ存ずる。並に支那乃至日本政府は協議乃外務大臣を信頼し、

総理の御言の基礎の上に日米安全保障関係、延いて日米関係全般を強固な持続性ある関係にする為、新に想定する分野を考へやうとするものである。其の為めには日本側のみならず米国側にも幾分の困難な問題が存することは事実であります。自分の方としては、部分的な駆引きと云ふものは一切止めて、お互のカードを全部曝け出して行く積りです。従来共総理及外務大臣との間で極めて率直にお話合をしてまいりましたが、右の様な趣旨で尚率直にお話を進めて行きます。

外務省

過日新聞に出鱈目なものが伝へられたが、あれは全く根拠のないものである。実は自分は一昨日訓令を受領した。此の要点は、今迄のお話にあった総ての点にふれたものとして要約せるものである。これを御説明致し、若干の御説明を致す。

（草案四部配布）

此の要旨及び前文は、安保が単に軍事的目的のみのものでないことを示している。即ち、安全保障のみならず通商や民主主義制度の維持等を認めて居り、広汎且持続的な協力関係を考へているのである。尚前文の

外務省

前文は日米通商航海条約を借りて来り、両国が親善の共同体制の関係にあることを述べている。

第一条は国連憲章第二条四項に関連する標準的条項であり、太平洋地域諸国との協定と同じ通商で、~~安保条約~~又[illegible]九月十四日の米連合宣言と関係に関する宣言文と同じ言葉を使っている。

第二条はNATO協定第二条と同じ通商で、太平洋地域に於ける事情協力(なるべく)~~共同~~関係と関係する。又通商障壁の除去等は日米通商関係に関連するものである。

第三条、第四条は何れもSEATO、ANZAS、米比条約にある標準条項である。

第五条第一項はオペラティヴ・パートである。米比条約~~の~~第四条の形をとっている。此の表現によれば、日本にとっては本州、四国、九州、北海道及び奄美大島が條約地域となり、米国にとっては琉球、小笠原、太平洋地域の米領諸島が條約地域となる。要し将来琉球、小笠原が返還された際(と沖縄)や千島が復帰しても條約を改める必要なく、又平和條約第三條に基く米国の権利にも抵触しない

外務省

外務省

表現にはなっている。「自身の手続に従い行動する」と云ふ表現はモンロー主義
いらいの表現で、最も強い表現である。他の相互援助條約に於ても同じ表現で
ある。「憲法上の手続に従って」としてあるから、両政府が憲法上の制限を有すれば
当然排除される。完全にこれによれば日本側に制限が生ずるが、此の表現で
憲法の問題は解決すると思ふ。此の点では主要な文は日本側の主張を
容れたものであって、米議会の領袖も了解している。右條約の二項は極めて
條項である。

共同宣言、米国が日本防衛の義務を果す為に基地を使用する必要があることが示
される規定で、此の表現ならば駐留も一方的であるとの非難は起らないと思ふ。
此の点から行政協定も必要となって来る。行政協定に対する問題は行政
協定自身から出て来るもので、議会の問題である。行政協定が第二条
自身修正されることを予想しているか、必要なる手を加へて存続させる
必要がある。

米英、兵器生産を重要視している。（以下兵器の説明は省略す）
記録より

本件は極めて重大であるので、今直ちに御意見を承ることは期待していないが、本草案は慎重に検討した末のものであり、日本の世論、其の他政治的面での反応がよいことを期待している。若し今お話がなければ今少し続けさせて戴きたし。

総理　お続け願いたし。

大使　総理及び藤山大臣の従来のお話、並びに藤山大臣のかねて長官とのお話の他に二つの問題がある。即ち核兵器持込問題及び在日米軍の日本基地域外使用の二つである。藤山大臣は、日米が侵略を受けない場合日本は在米軍に日本の基地を使用させることは出来ず、日米以外の戦争には必要がある場合、日本は補給協力は行うが、日本基地を作戦的に使用する場合は協議して考えるが、海外派兵は困るが補給の協力のため基地の使用を認めて協力するとの話をされた。（之はオフザレコードで申上げるが、言はばワシントン）では此の二つの問題の方が余計に心が引かれた問題であった。）此の二つの問題のため、双方要望を充たすものとして次のフォーミュラを作成した。（フォーミュラ

と四部局所）

オランダは接長要に関するものである。米国では直接長要と接長要と並存も「ドイツ」と関するものであって接長要のみを抽出して取扱うことは出来ないので接長要と

こゝでは使っていない。内務は接長要に関する所であって接長要以外に関する所は従来通りとする所であるから接長要以外は出来ている。

関する所は補給協力に関しては何等障害を来すものでないとする所

所で決まっている。共産圏の侵略アジア諸国に対する侵略は日本自身の

安全に関するものであるとみることは誤りであって共産圏がそれ

ある。米国は此の補給協力を非常に重視している。

此の所きょうは今意義を強調するは支持支援等の前にすることを考えている。

即ち此の様な所は手続上の問題として（やり方）補給協力に関する所は書きのみ（加の様な）

形で取扱うのが当面の適切である。此の取扱いは勿論条約に

共に「表示」として表示されて表文が考えられている。

尚他にもう一つ一九五一年九月八日の吉田・アチソン交換公文の問題がある。此の交換公文は安保条約ではなく平和条約と結びついているものであるから、安保条約の終了とは直接関係がなく、従って新条約の場合も当然存続するものであると米国政府及び米議会筋では理解しているが、此の点上院に対してはコンファームする必要があるので、此の機会に念の為申述べる次第であります。

自分の申上げることは以上で終ります。尚補足すれば関連する問題で此の機会に一件お願いすべきことあり、一九五三年十月二十九日刑事裁判権に関する小委員会での合意議事録の中で、日本側は或る場合裁判権を行使を放棄する通告が許されている。此の事は総理府事務当局の方にお願いしたが、直ぐ切らずとのことで見送られた次第。米側としては上院に対する海外派遣軍隊の地位に関する手続部分作成の為、及び目下進行中の米比条約交渉の為、若し之を公にして差支えないなら甚だ好都合であるので、又お願いする次第であります。又議事録を其の儘公表すると云うことではなく内容的に別にすることでも結構であります。勿論米側は無理をお願いする訳ではないが、若し出来

はは甚だ有難いことである。

本日の会談に於て、新聞のないお何の問題あるも、此の際主旨を申上げる

迄は右件に関する秘密保持の問題なり、米側は大体諒ひ居り、おと

ろくべき程一致のみに厳しく限しとあり、又当務者に対する関係

書類の特別扱ひをして貰そうである。関係者でも出来るおじゅんを出ることは

出来ないとは言っている。右の会合では、草案の問題はなかりし

御報告申上ます。

（取扱紙に付ては、草案は厳秘とし、右の会合は第一回の

（米側案の通過）

協議せず、今後の進め方を協議する旨、又あらゆる機会に

の旨云

発表せしむ、との趣旨を外部に広報することとした。）

原理、草案に付今コメントすることは差控えたい。右件関する大臣の

熱意と努力を謝す。右は日米間の協調、理解と信頼、持続性ある

古丸関係を一層増進するものである。

度、今後の進め方としては、或る程度迄の進捗に伴ない事務当局に移す

移し、又必ずしも然んに戻して進ずる事を欲せず、尚ほ陸海軍の
関係上、今後の此の如きの会議には陸海両軍の代表を列席さ
せることとしないと御了解を得て置きます。

（注）先方より此の事の単書及びこの日部の保管は
当分長、参事官、出張長、出張長とせり。
協議より当面右は政府部内協議に移すべきのみ
とし、厳秘とす様強く指示あり。

（注）右伊今度帰る後、協議次第、早期出席者は約一時間
強にて協議のリアクションを中心に話合った。其の際協議
は、日本の立場は軍を撤兵すること疑者なるものあり、
特修部が自己の務めであることを勧説し、其の為日本が
責任を負うと云うことは出来ないであろう、特修部より何か
日本が軍砲撃より先に軍に撤去する危険が
出ると云う様な問題いれなることは絶対出来ぬ如く

[illegible]

○　○　外務省

Prime Minister Kishi and Foreign Minister Fujiyama met with Ambassador MacArthur today. The meeting was pursuant to the agreement reached in Washington between Foreign Minister Fujiyama and Secretary Dulles that following Foreign Minister Fujiyama's return to Tokyo, the present security arrangements between Japan and the United States would be re-examined through diplomatic channels with a view to adjusting them on a basis entirely consistent with the new era in relations between the two countries affirmed between Prime Minister Kishi and President Eisenhower in the Joint Communique of July 22, 1957.

The discussions today involved a preliminary exchange of views on security questions, including ~~with regard to~~ the possibility of replacing the present security treaty with a new security treaty. Consideration was also given to arrangements for continuing the discussions on this subject. It was agreed that there would be further meetings in the coming weeks to discuss these matters in greater detail.

(This included a review of Foreign Minister Fujiyama's recent discussions ~~in~~ with ~~Washington between Foreign Minister Fujiyama and~~ Secretary of State Dulles in Washington)

SECRET

Formula

Under arrangements made for the common defense, the United States has the use of certain bases in Japan. The deployment of United States forces and their equipment into bases in Japan and the operational use of these bases in an emergency would be a matter for joint consultation by the Japanese Government and the United States Government in the light of circumstances prevailing at the time.*

SECRET

SECRET

DRAFT TREATY OF MUTUAL COOPERATION AND SECURITY BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA

三三・10・四 米大使案

PREAMBLE

Japan and the United States of America

Desiring to strengthen the bonds of peace and friendship traditionally existing between them, and to uphold the principles of democracy, individual liberty, and the rule of law,

Desiring further to encourage closer economic cooperation between them and to promote conditions of stability and economic well being in their countries and in the Pacific area,

Reaffirming their faith in the purposes and principles of the Charter of the United Nations, and their desire to live in peace with all peoples and all governments,

Recognizing their inherent right of individual or collective self defense as affirmed in the Charter of the United Nations,

Having resolved to conclude a treaty of mutual cooperation and security,

Therefore agree as follows:

ARTICLE I

The Parties undertake, as set forth in the Charter of the United Nations, to settle any international disputes in which they may be involved by peaceful means in such a manner that international peace and security and justice are not endangered and to refrain in

their international relations from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any state, or in any other manner inconsistent with the purposes of the United Nations.

ARTICLE II

The Parties will contribute toward the further development of peaceful and friendly international relations by strengthening their free institutions, by bringing about a better understanding of the principles upon which these institutions are founded, and by promoting conditions of stability and well being. They will seek to eliminate conflict in their international economic policies and will encourage economic collaboration between them, including economic cooperation with other friendly and like-minded countries in the Pacific area.

ARTICLE III

In order more effectively to achieve the objectives of this Treaty, the Parties, separately and jointly, by means of continuous and effective self-help and mutual aid will maintain and develop their individual and collective capacity to resist armed attack and to prevent and counter subversive activities directed from without against their territorial integrity and political stability.

ARTICLE IV

The Parties will consult together regarding the implementation of this Treaty and whenever in the opinion of either of them the territorial integrity, political independence, or security of either of them is threatened in the Pacific.

ARTICLE V

Each Party recognizes that an armed attack in the Pacific directed against the territories or areas under the administrative control of the other Party would be dangerous to its own peace and safety and declares that it would act to meet the common danger in accordance with its constitutional processes.

Any such armed attack and all measures taken as a result thereof shall be immediately reported to the Security Council of the United Nations. Such measures shall be terminated when the Security Council has taken the measures necessary to restore and maintain international peace and security.

ARTICLE VI

In furtherance of the objectives of this Treaty, the United States has the use of certain bases in Japan. With respect to the use of these bases and the status of United States Forces in Japan, the Administrative Agreement signed at Tokyo on February 28, 1952 as amended, shall continue in force.

ARTICLE VII

This Treaty does not affect and shall not be interpreted as affecting in any way the rights and obligations of the Parties under the Charter of the United Nations or the responsibility of the United Nations for the maintenance of international peace and security.

ARTICLE VIII

This Treaty shall be ratified by the United States of America and Japan in accordance with their respective constitutional processes and will enter into force when the instruments of ratification thereof have been exchanged by them in Tokyo.

ARTICLE IX

The Security Treaty between Japan and the United States shall expire upon the entering into force of this Treaty.

ARTICLE X

This Treaty shall remain in force indefinitely. However, after the Treaty has been in force for 10 years either party may terminate it one year after notice has been given to the other party.